

## 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	神戸電鉄株式会社		コード	9046
提出日	2026/4/15	異動(予定)日	2026/4/1	
独立役員届出書の提出理由	・ 社外取締役である補欠の監査等委員が就任するため			
	<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし
1	糟谷 昌俊	社外取締役	○														○	有
2	松坂 隆廣	社外取締役	○														○	有
3	油井 洋明	社外取締役	○														○	有
4	野崎 光男	社外取締役	○														○	有
5	今井 陽子	社外取締役	○														○	有
6	小林 公一	社外取締役	○														○	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		糟谷昌俊氏は、兵庫県において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役としての立場から有益な助言や指導をいただけるものと判断したためであります。同氏は、経営陣から著しいコントロールを受け得る者、また経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
2		松坂隆廣氏は、株式会社三井住友銀行において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。同氏は、2004年5月まで主要な取引先である同行の業務執行者でありましたが、退任後10年以上が経過していること、また当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入は突出しておらず、同行の当社への影響は希薄であります。以上から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
3		油井洋明氏は、神戸市において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。選任後は、まちづくりや地域活性化等に関して、専門的な見地から社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、神戸市における職務経験等を通じて、当社グループが事業を展開している沿線地域の情勢を熟知していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。以上から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
4	野崎光男氏は、2018年4月まで当社の主要株主である阪急阪神ホールディングス株式会社の業務執行者でありました。	野崎光男氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社および阪急電鉄株式会社において要職を歴任し、豊富な経験を有しており、社外取締役として当社の経営全般に対し高い見識に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。同氏は、2018年4月まで主要株主である阪急阪神ホールディングス株式会社(同社の議決権保有比率は28.0%、同社の子会社である阪急電鉄株式会社の議決権保有比率は1.0%)の業務執行者でありましたが、当社の営業取引については、同社への依存度は低く、当社が事業活動を行ううえで制約もありません。以上から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
5		今井陽子氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、社外取締役としてその知見に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。同氏は、経営陣から著しいコントロールを受け得る者、また経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。
6	小林公一氏は、2016年4月まで当社の主要株主である阪急阪神ホールディングス株式会社の業務執行者でありました。	小林公一氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社および阪急電鉄株式会社において要職を歴任し、豊富な経験を有しており、社外取締役として当社の経営全般に対して高い見識に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。同氏は、2016年4月まで主要株主である阪急阪神ホールディングス株式会社(同社の議決権保有比率は28.0%、同社の子会社である阪急電鉄株式会社の議決権保有比率は1.0%)の業務執行者でありましたが、当社の営業取引については、同社への依存度は低く、当社が事業活動を行ううえで制約もありません。以上から、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。